



新型コロナウイルス感染症拡大に伴う店舗等家賃補助金

募集期間

2020年6月5日から2020年9月30日まで

目的

西東京市内において、店舗または事務所を賃貸借契約により営んでいる中小企業及び個人事業主であり、国の持続化給付金の給付を受け「給付通知書」又は、その給付振込みが確認できる「通帳の写しまたは、入出金明細書等」を提出できる事業者に対し、補助金を交付します。

支援内容

認定件数（1300件）に達し次第締め切ります。

支援規模

補助額は、一事業者、一件、一律30万円とする。

対象者の詳細

次の（1）及び（2）に該当している者

（1）西東京市内において、店舗または事務所を賃貸借契約により営んでいる中小企業及び個人事業主

（2）国の持続化給付金の給付を受け「給付通知書」又は、その給付振込みが確認できる「通帳の写しまたは、入出金明細書等」を提出できる事業者

対象地域



お問い合わせ

西東京商工会受付時間午前9時30分～午後5時（土・日・祝日を除く）

（田無事務所）西東京市南町4-6-18イングビル3階Tel042-461-4573

（保谷事務所）西東京市住吉町6-1-5Tel042-424-3600

担当者

会社名：一般社団法人財務セカンドオピニオン協会
 担当：橋本
 住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については一般社団法人財務セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。サービスのご利用はお客さまの判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人財務セカンドオピニオン協会には責任を負いかねます。

補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客さま情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。

＜お客さま情報(企業情報)お取り扱いについて＞

提供先：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話：03-6427-0944）

利用目的：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。

提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金